



ストップ! 廃家電の違法回収!!

無許可業者の利用はやめましょう!

環境汚染の原因に

「廃家電等を無許可の廃棄物回収業者で処分していませんか？」
不用品回収のチラシを各家庭の郵便受けに投函し、廃家電等を回収している業者のほとんどは、県や市の許可を受けずに営業していると思われます。

無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電等の多くが、不法投棄されたり不適正処理されたりしており、環境汚染の原因になっています。

『保存版 長岡市ごみと資源物の分け方と出し方』の冊子で案内している適正な方法で処分してください。

立入り調査を実施

市は県と協力して、無許可の廃棄物回収業者に対する立ち入り調査・指導を実施しています。



▲廃家電等の集積現場の例

きれいな街を守りたい! 不法投棄防止パトロールを実施します!!

不法投棄をした場合、違反者は5年以下の懲役もしくは
1千万円以下の罰金またはこの両罰が、
法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

市では、地域住民や警察など関係機関と連携して、不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置したり、パトロールを行うなど、不法投棄の防止活動を実施します。

ごみの不法投棄を発見したら、現場のごみはそのままにして、その土地・施設の所有者、または管理者へ連絡してください。わからない場合は、**環境業務課(☎0258-24-2837)**または**各支所の市民生活課**へ連絡してください。管理者や警察と協力して対応にあたります。



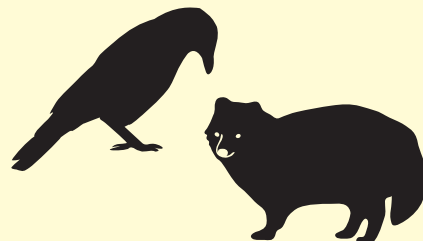
▲不法投棄防止パトロールの様子

公道上の「小動物の死体」の回収について

市道、県道、国道等の公道上のカラスやたぬきなどの小動物の死体は、その道路の管理者が回収します。
市道上や管理者がわからない場合は、下記へご連絡ください。

連絡先

- 平日の午前8時30分～午後5時15分
長岡市環境業務課(☎0258-24-2837) または
各支所の市民生活課
- 平日の夜間・土・日・祝日・年末年始
アオーレ長岡(☎0258-35-1122)



※個人の敷地や駐車場などの私有地の場合は、その土地の所有者の方に処分していただくことになります。小動物の死体は燃やすごみとして処分ができますので、新聞紙などに包んで燃やすごみの指定袋に入れて燃やすごみの収集日に、ごみステーションに出してください。また、**寿クリーンセンター(☎0258-24-2856)**、**鳥越クリーンセンター(☎0258-47-1100)**に自己搬入もできます。その際は、事前に搬入先のクリーンセンターへ連絡してから持ち込んでください。